



津市で働きませんか！

東京圏からの移住支援金をご利用ください

問い合わせ 商業振興労政課 ☎229-3114 FAX229-3335

東京23区に一定期間在住、または東京圏に在住し東京23区に通勤している人が、都道府県が運営する就労マッチングサイトに掲載された求人を通じて就職して津市に移住した場合、補助金を交付します。

また、東京圏の企業に就業したまま津市に移住し、テレワークにより引き続き業務を行う場合に

も、補助金を交付します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

支給金額 単身…60万円、世帯…100万円(18歳未満の帯同者は1人につき30万円加算)



住宅改修に伴い固定資産税を減額します

問い合わせ 資産税課 ☎229-3132 FAX229-3331



住宅について以下の改修を行った場合、改修完了日から3カ月以内に申告すると、翌年度1年間の固定資産税が減額されます。申告方法など、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



工事の種類	工事の内容	減額要件(以下の全てを満たしていること)	減額税額
耐震改修	現行の耐震基準に適合する耐震改修	- 昭和57年1月1日以前から所在する住宅 - 令和8年3月31日までに完了した改修工事 - 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上 - 一戸当たりの工事費用が50万円を超える	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の2分の1
		上記の要件に加え、改修工事に伴い新たに認定長期優良住宅に該当することになった家屋	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2
バリアフリー改修	通路・出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレ改良、手すり取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など	- 新築された日から10年以上を経過した住宅(貸家を除く) - 令和8年3月31日までに完了した改修工事 - 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上 - 補助金等を除く工事費用の自己負担額が50万円を超える - 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下 65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住している	居住部分1戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の3分の1
省エネ改修	窓の断熱改修(必須)、窓の断熱改修と併せて行う床・天井・壁の断熱改修	- 平成26年4月1日以前から所在する住宅(貸家を除く) - 令和8年3月31日までに完了した改修工事 - 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上 - 現行の省エネ基準に適合する工事 - 省エネ改修に係る工事費の自己負担額が60万円超、または断熱改修に係る工事費の自己負担額が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超える - 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の1
		上記の要件に加え、増改築に伴い新たに認定長期優良住宅に該当することになった家屋	居住部分1戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の3分の2

※各改修の減額の適用は1戸につき1回限りです。バリアフリー改修の減額と省エネ改修の減額(新たに長期優良住宅の認定を受けて改修された家屋を除く)のみ併せて適用できます。

※一定の要件を満たすマンションの大規模改修についても減額されます。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。